

裁判年月日 平成28年 1月18日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平27(ワ)1759号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 請求棄却 上訴等 控訴後、和解 文献番号 2016WLJPCA01186003

要旨

◆芸能プロダクションである原告が、原告との間で専属マネージメント契約（本件契約）を締結した上で原告に所属する女性アイドルであった被告Y1及び同人と交際していた被告Y4に対し、交際開始を機にイベント等への出演業務を一方的に放棄するなどして逸失利益等の損害を生じさせたと主張して、債務不履行又は不法行為等に基づく損害賠償を求め、被告Y1の父母である被告Y2及び被告Y3（被告Y2ら）に対し、信義則上の管理監督義務違反の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、本件契約は期間の定めのある雇用類似の契約であり、被告Y1の同契約の解除にはやむを得ない事由があったと判断するとともに、被告Y1には原告に対する害意は認められないから、解除の効力発生前に被告Y4との性的な関係を持ったことを理由に原告が被告Y1に対して損害賠償請求することは認められない等判断し、また、被告Y1に損害賠償義務がない以上、被告Y4も損害賠償義務を負わないと判断したほか、成年に達し、実家から遠く離れた東京都内で活動していた被告Y1の生活及び活動状況について、被告Y2らは原告主張に係る管理監督義務を負わないと判断して、各請求をいずれも棄却した事例

【判例タイムズ社（要旨）】


- ◆1. アイドルと芸能プロダクションとの間の専属マネージメント契約の法的性質と解除権
- ◆2. 期間の定めのある専属マネージメント契約について、直ちに解除する「やむを得ない事由」があったとして、民法628条に基づく解除を認めた事例
- ◆3. アイドルがファンと性的関係をもった行為について、芸能プロダクションからの債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求を認めなかった事例

新判例体系

[公法編](#) > [憲法](#) > [憲法〔昭和二十一年一一...〕](#) > [第三章 国民の権利及...](#) > [第一三条](#) > [○ 個人の尊重と公共の...](#) > [\(二\) 人格権](#)

◆芸能プロ（芸能プロダクション会社）が女性アイドルタレントと締結した専属マネージメント契約書中のアイドルがファンと性的関係をもった場合の損害賠償を定める条項に基づき芸能プロが損害賠償を請求することができるのは、右契約を締結する趣旨・目的や右性的関係をもつことも幸福追求の自由の一内容であることに照らし、アイドルが積極的に芸能プロに損害を生じさせる意図をもって殊更これを公表したなど、芸能プロに対する害意が認められる場合等に限定されるべきである。

出典

判タ 1438号231頁 

判時 2316号63頁

労判 1139号82頁（要旨）

ウエストロー・ジャパン

評釈

芦野訓和・リマークス 56号50頁

山田省三・労働法学研究会報 2619号22頁

山城一真・法セ増（新判例解説Watch） 20号107頁

参照条文

民法1条2項

民法415条

民法628条

民法651条

民法709条

日本国憲法13条

裁判年月日 平成28年 1月18日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平27(ワ)1759号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 請求棄却 上訴等 控訴後、和解 文献番号 2016WLJPCA01186003

東京都港区〈以下省略〉

原告	Moving Factory株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	竹村公利
同	佐藤裕紀
同	岡本順一
同	石塚司
同	塚松卓也

岐阜市〈以下省略〉

被告	Y1
----	----

岐阜市〈以下省略〉

被告	Y2
----	----

岐阜市〈以下省略〉

被告	Y3
----	----

上記3名訴訟代理人弁護士	中島俊輔
--------------	------

同	齋藤とさ
---	------

埼玉県入間市〈以下省略〉

被告	Y4
----	----

同訴訟代理人弁護士	川浪芳聖
-----------	------

同訴訟復代理人弁護士	高山聡一郎
------------	-------

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告Y1（以下「被告Y1」という。）及び被告Y4（以下「被告Y4」という。）は、原告に対し、連帯して、883万7290円及びこれに対する被告Y1については平成27年3月15日から、被告Y4については同月14日から、支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告Y2（以下「被告Y2」という。）及び被告Y3（以下「被告Y3」といい、被告Y2と被告Y3を併せて「被告Y2夫妻」という。）は、原告に対し、連帯して、110万円及びこれに対する平成27年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、芸能プロダクションである原告が、原告との間で専属マネジメント契約（以下「本件契約」という。）を締結した上で原告に所属する女性アイドルであった被告Y1、被告Y1と交際していたファンである被告Y4、及び被告Y1の父母である被告Y2夫妻に対し、以下の(1)、(2)の各請求をした事案である。

(1)被告Y1及び被告Y4に対する請求

ア 逸失利益等の損害賠償請求

原告は、被告Y1とそのファンである被告Y4とが交際を開始し、それを機に、共謀の上、イベント等への出演業務を一方的に放棄するなどして原告に逸失利益等合計764万9900円の損害を生じさせたと主張して、主目的には本件契約の債務不履行又は不法行為に基づき（両請求については選択的）、予備的には不利な時期に本件契約を解除したと主張して委任に関する民法651条2項に基づき、被告Y1及び被告Y4に対し、上記764万9900円にその1割の弁護士費用を加えた合計841万4890円の損害賠償及びこれに対する不法行為後の訴状送達の日（被告Y1については平成27年3月15日、被告Y4については同月14日）から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた。

イ 交通費の損害賠償請求

原告は、被告Y1と被告Y4が、共謀の上、被告Y1が実家から上京するための交通費と偽って合計38万4000円を詐取したと主張して、被告Y1及び被告Y4に対し、上記38万4000円にその1割の弁護士費用を加えた合計42万2400円の損害賠償及びこれに対する上記アと同様の遅延損害金の連帯支払を求めた。

(2)被告Y2夫妻に対する請求

原告は、被告Y1が上記(1)の債務不履行又は不法行為に至ったのは、その親権者である被告Y2夫妻が、原告に対する信義則上の義務として被告Y1の生活及び活動状況を適切に管理監督すべき義務があるのにその義務に違反したためであり、これにより上記(1)の損害とは別に100万円の固有の損害を生じさせたと主張して、信義則上の管理監督義務違反の不法行為（民法709条）に基づき、被告Y2夫妻に対し、上記100万円にその1割の弁護士費用を加えた合計110万円の損害賠償及びこれに対する不法行為後の訴状送達の日

翌日である平成27年3月15日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。

(1) 当事者

原告は、芸能タレントの育成及びマネージメント等を目的とする株式会社である（甲1）。

被告Y1は、平成4年〇月〇日生まれの女性であり（甲3）、「B」という芸名でアイドルグループ「〇〇」（略称は「〇〇」。以下「本件グループ」という。）に所属して活動を行っていた者である。

被告Y4は、平成3年〇月〇日生まれの男性であり（甲10）、本件グループに所属する被告Y1のファンとして、本件グループのコンサート、撮影会等各種イベントに参加していた者である。

被告Y2夫妻は、被告Y1の父母である。

(2) 本件契約の締結（甲4）

原告は、平成24年4月1日、当時未成年（19歳9か月）であった被告Y1との間で、親権者である被告Y2の同意の下、別紙「専属マネージメント契約書」記載のとおり（ただし、契約書中の「甲」を原告、「乙」を被告Y1、「本契約」を本件契約と置き換えた。）の本件契約を締結した。

被告Y2は、同日、本件契約の契約書の親権者欄に署名押印した。

(3) 被告Y1と被告Y4との交際

被告Y1は、遅くとも平成25年12月頃から、被告Y4と交際を開始し、男女関係を持った。

(4) 被告Y1による平成26年7月11日のメール等

ア 被告Y1は、平成26年7月11日午後10時47分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（以下「7月11日のメール」という。甲7の1）。

「ずっと前から考えてたんですけど、自分がこの前22歳になってもうアイドルとして22歳って結構年齢的にやばいし、水着の撮影だって、今回はもしかしたらやらなくてもおっけいでももし全員でってのも今後きっと出てくるだろうし、水着は絶対に出来ないし、やりたくないし、この活動しててほんとライブとかメンバーとかといて楽しいんですけど、髪の毛とか暇さえあれば抜いちゃったりしちゃってどこかストレス感じててそして、安定しない収入で親にもうこの年になってまで迷惑かけたくなくて、ちゃんと就職して安定したいです。だから、急で直接だと上手く言えないからメールで伝えますが今年中に〇〇辞めます。本気なので、親にもう辞めることも言ってあるし、どう言われようが意見は曲げません。」

イ これに対し、原告は、同日午後11時17分、被告Y1に対し、以下のような内容のメールを送り返した（乙1）。

「『辞める』という話は了解だから時期だけは従ってな 多分メジャーデビューしてこれ

から関わる人増えるし自分の都合だけじゃ動けないから とにかく来年5月周辺で卒業できるように調整するからそれまでは今まで通り武道館目指して頑張るべし！！」

(5) 被告Y1のライブへの不出演等

被告Y1は、平成26年7月20日、六本木ラフォーレミュージアムで開催された本件グループのライブ（以下「本件ライブ」という。）に出演せず、同年8月16日までの間、原告からの連絡に応じなかった。

なお、本件ライブは中止されることなく開催され、チケットの払戻しが求められることはなかった。

(6) 被告Y1による内容証明郵便（甲7の2）

被告Y1は、平成26年7月26日、原告に対し、以下のとおり記載した内容証明郵便を差し出した（以下「7月26日付け内容証明郵便」という。）。

「民法第651条第1項に基づき、2014年7月11日にメールで伝えた通り2014年7月11日をもって貴社との業務委託を解除します。」

(7) 被告Y1による平成26年8月16日及び同月17日の各メール

ア 被告Y1は、平成26年8月16日午前11時32分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（甲5）。

「長い間、連絡もとらず穴を空けて申し訳ありませんでした。親に怒られ、Y4くんとは別れました。私が間違っていました。たしかに、バスに乗らずお金だけ払っただけの日もありましたが、それは約1ヶ月なのでその分はちゃんと払います。言われた11月まで頑張りたいと思っています。」

イ また、被告Y1は、平成26年8月16日午後9時39分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（以下「8月16日のメール2」という。甲9の1）。

「私がバス代を詐称した日は6月23日（月）5000円と6月27日（金）4700円と6月30日（月）3700円と7月4日（金）4000円と7月7日（月）3800円と7月11日（金）4000円と7月15日（火）2300円と7月18日（金）4500円の1ヶ月合計32000円です。今ではこの4回詐称したことを後悔しています。そして、ほんとは11月の卒業の時までやってくれと言われたのですが、Aさんが私が辞めることをメンバーに言った日からメンバーと気まづくなり、Aさんに気まづいからメンバーに伝えてほしいと言っても、後で言うと言われ、でも結局何も言ってくれなくて、行けなくなったという理由もあります。」

ウ さらに、被告Y1は、平成26年8月17日午前11時29分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（以下「8月17日のメール」という。甲9の2）。

「もう一度調べたら、バス代もう1往復あって、6月16日（月）3400円と6月20日（金）4300円の合計5回で39700円でした。あと、一ヶ月出てないだけで300万の損害って書いてあるんですけど、どうして300万になったのかという詳しい明細を教えてください。」

(8) 原告による本件グループのライブ観客に対する説明（丙1）

原告のプロデューサーは、平成26年8月17日に吉祥寺の「CLUB SEATA」で

開催された本件グループのライブ会場において、被告Y1が本件グループから脱退したこと、被告Y1がファンと交際していたこととそれが重大な契約違反であり被告Y1の本件グループ脱退の理由であることを、観客に説明した。

(9) Y4のブログ記事(甲6)

被告Y4は、平成26年8月17日、以下のような内容の記事を自己のブログに投稿した。

「実名晒してのご報告ありがとうございます。別にその件は構いません。(以下略)」
「まず、損害賠償の件について 合計823万2400円の請求が弁護士を通して届いていますが、内710万円の内容が対応への労力、費用となっていますがその内訳はどうなっているんですかね? 何にこれだけ費用がかかったと明確にして頂きたいです。そしてもう1つ交通費を詐取し38万4000円の請求と詐欺罪に該当すると書いてありますがいつ僕はあなた方からお金を頂きました? 一銭も頂いておりませんが? (以下略)」
「恐喝の件について あなた方は『やくざを使い殺す』と言いましたよね? 企業が一般市民に向けて殺すと恐喝ですか。実にこわいですね。(以下略)」

3 争点

(1) 被告Y1に対する逸失利益等の損害賠償請求の争点

【主位的請求】について

争点① 被告Y1に本件契約の債務不履行があるか、不法行為が認められるか

争点② 本件契約は解除されたか、及びその効力はいつ生じたか

【予備的請求】について

争点③ 本件契約が委任契約であった場合、被告Y1の解除は原告の「不利な時期」にしたものか、及びその不利な時期に解除する「やむを得ない事由」があったか

【主位的請求及び予備的請求】に共通

争点④ 被告Y1が被告Y4と交際し、本件グループの活動を停止したことにより、原告に生じた損害はいくらか

(2) 被告Y1に対する交通費の損害賠償請求の争点

争点⑤ 被告Y1は出演業務にあたり上京したかのように装って交通費の支払を受けたか、及びそれはいつのいくら交通費か等

争点⑥ 原告は、被告Y1の報酬計算時に、被告Y1に支払った交通費相当額を被告Y1の報酬から差し引いたか

(3) 被告Y4に対する請求の争点

争点⑦ 被告Y4は、被告Y1の債務不履行又は不法行為について共謀したか

(4) 被告Y2夫妻に対する請求の争点

争点⑧ 被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況についての管理監督義務を原告に対して負うか、及びその義務違反による固有の損害が原告に生じたか

4 争点に関する当事者の主張

(1) 被告Y1に対する逸失利益等の損害賠償請求に関する主張

争点① 被告Y1に本件契約の債務不履行があるか、不法行為が認められるか

【原告の主張】

ア 被告Y1は、遅くとも平成25年12月頃から被告Y1のファンである被告Y4と交際を開始した上、被告Y4と同居し男女関係を持った。その後も被告Y1は、少なくとも平成26年8月16日頃までの間、被告Y4との交際及び同居を継続した。そして、被告Y1は、被告Y4との交際を契機として、同年7月20日、本件ライブに無断欠席し、以後原告からの連絡にも一切応じないなど、その後の原告の出演業務を一方的に放棄した。

被告Y1が出演業務を一方的に放棄した時点において、本件グループはオリコン総合ウィークリーランキング7位（オリコンデイリーランキング1位、オリコンインディーズランキング1位）を獲得する人気アイドルグループであり、他方、所属メンバー数はわずか7名と少人数であった。そのため、被告Y1に対するイメージが本件グループ全体及び原告の売上に大きく直結する状況にあった。このような中で、被告Y1は、人気商売である本件グループに所属するメンバーとしては致命的ともいえる異性であるファンとの男女関係を継続するという活動義務違反行為を行った。

以上のような被告Y1の行為は、本件契約に基づく以下の出演業務の遂行義務（3条2項ただし書）及び12条2項①③⑧⑪⑬に基づく活動義務に違反する行為であり、本件契約の債務不履行に該当する。

3条2項ただし書 原告が被告Y1の出演業務に関して第三者との間で契約を締結した場合には、被告Y1は原告の指示に従って誠実に当該出演業務を遂行しなければならない。

12条2項 被告Y1の以下の具体的な行為についてもまた前項と同様とする。

① いかなる理由があろうと仕事や打ち合わせに遅刻、欠席、キャンセルし、原告に損害が出た場合

③ 電話もしくはメールで連絡が付かず損害が出た場合

⑧ ファンと性的な関係をもった場合 またそれにより原告が損害を受けた場合

⑪ あらゆる状況下においても原告の指示に従わず進行上影響を出した場合

⑬ その他、原告がふさわしくないと判断した場合

なお、本件契約12条1項は、「被告Y1が本件契約に違反し原告が損害を負った場合は、原告は直ちに損害賠償を請求できるものとする。」旨定めている。

イ また、被告Y1のこれらの義務違反行為は、いずれも被告Y1の明確な故意によるものであり、原告の業務上の利益を著しく毀損する業務妨害かつ債権侵害にほかならず、不法行為にも該当する。

【被告Y1の主張】

被告Y1が被告Y4と交際したことは認める。被告Y1に原告に損害を与えようとの故意はない。法的評価は争う。

争点② 本件契約は解除されたか、及びその効力はいつ生じたか

【被告Y1の主張】

被告Y1は、7月11日のメールにより、原告に対し、本件契約を解除する旨の意思表示をした。これに対し、原告は、同日、被告Y1に対し、「『辞める』という話は了解」というメールを返信した。したがって、本件契約の法的性質にかかわらず、原告と被告Y1との

間で、本件契約を終了させるという合意解除が成立した。

なお、被告Y1が本件グループを脱退する時期については明確に決まっていなかったが、平成26年7月19日のライブの際、原告により、被告Y1が本件グループを脱退することが他のメンバーに知れ渡ってしまい、被告Y1は他のメンバーとの関係がぎくしゃくし、本件グループに居づらくなった。そして、被告Y1としては、早々に脱退したい意向を固め、原告に対し、同月11日付けをもって本件契約を解除する意思を7月26日付け内容証明郵便により伝えた。

したがって、本件契約は、いずれにしても平成26年7月11日で終了した。

【原告の主張】

ア 原告は解除の合意をしていないこと

原告が被告Y1による7月11日のメールによる解除の申出及び7月26日付け内容証明郵便による解除の申出を了承した事実はない。

イ 7月11日のメールは、同日付けで解除する旨の意思表示ではないこと

被告Y1は、原告に対し、「今年中に〇〇辞めます」などという7月11日のメールを一方的に送りつけてきているが、平成26年中に原告を辞める可能性があることを示唆する内容にすぎず、そもそも原告との間の本件契約について解除する旨の意思表示を行ったものではない。仮に、解除の意思表示を行ったものであるとしても、「今年中に」などという記載から、7月11日のメール到達時付けで本件契約を解除するという意思を表示したのではない。

ウ 7月26日付け内容証明郵便は、平成26年7月11日に遡って効力を生じるものではないこと

7月26日付け内容証明郵便には、「2014年7月11日をもって・・・解除します。」などと記載されているが、同郵便による意思表示は差出日以降になされたものであるから、これをもって、同月11日付けで同郵便による解除の意思表示がなされたことにはならないし、継続的契約たる本件契約の解除の効果が過去に遡って同月11日付けで生じたことにもならない。

エ 被告Y1に民法651条1項等の無理由解除権はないこと

本件契約は、専属的なマネジメント契約として多くの複合的かつ重要な合意が契約内容となっており、全体として評価した場合に、準委任や雇用といったいわゆる民法上の典型契約に引き寄せて解釈することは不相当であり、それらどれかの契約形態の性質があるものとして無理やり全体の解除の可否を決定すべき契約ではない。したがって、本件契約につき、民法651条1項等を適用ないし類推適用して解除することは許されない。仮に、本件契約に準委任契約の要素が一部あると判断された場合でも、本件契約は原告及び被告Y1双方のための契約であり、解除原因を詳細に定めており（本件契約13条1項、2項）、また契約期間の定めを明確に設けている（本件契約11条）以上、双方とも任意解除権（民法651条1項等に基づく解除権）を放棄していると解すべきである。被告Y1による解除がいつでもできてしまうのであれば、同様の契約において、解除原因及び契約期間の定めは全く無意味なものになってしまう。

また、本件契約は原告及び被告Y1の信頼関係に基づく継続的契約であるところ、原告には何ら本件契約違反の事実はなく、原告による信頼関係の破壊は一切ない。被告Y1こそが、原告との信頼関係を破壊しようとした張本人であり、このような被告Y1からの一方的な解除は、信頼関係破壊の法理の観点からも認められない。

さらに、業界全体の問題として、仮に被告Y1のような芸能タレントの一存でいつでも専属マネジメント契約を解除することがまかり通るのであれば、原告のような芸能事務所がいかにか誠実に芸能タレントの育成に努めようと、芸能タレントの一存でいつでも契約が解除できることになり、売れっ子になった芸能タレントがその一存で契約を解除して他の事務所へ移籍することが可能となる。そうすると、芸能事務所は芸能タレントに対する育成的観点からの投資は必然的に控えざるを得なくなり、既に名の売れている芸能タレント以外の芸能タレントにとってデメリットが大きく、ひいては業界全体へ大きな悪影響を及ぼすことになる。実際、原告も、原告の費用負担において（本件契約8条1項本文）、被告Y1のプロモーション等を行ってきたのである。このような業界の問題・影響からしても、原告及び被告Y1ともに、本件契約を自由に解除することはできない。

争点③ 本件契約が委任契約であった場合、被告Y1の解除は原告の「不利な時期」にしたものか、及びその不利な時期に解除する「やむを得ない事由」があったか

【原告の主張】

ア 民法651条2項本文にいう「不利な時期」の委任の解除であること

仮に、本件契約に準委任契約の要素が一部あると判断された場合においても、被告Y1からの解除の申入れは、本件契約の出演業務を一方的に放棄するなどした後、一方的になされたものであり、ライブ出演、物販活動等原告が仮押さえしていた被告Y1の出演業務の中止を余儀なくされるなど、原告に不利な時期になされたものである。したがって、被告Y1は、原告に対し、民法651条2項本文に基づく損害賠償義務を負う。

イ 民法651条2項ただし書にいう「やむを得ない事由」があったとはいえないこと

原告には何ら本件契約違反の事実はなく、原告からの信頼関係の破壊は一切ないにもかかわらず、被告Y1は、ファンである被告Y4との交際及び同居を継続し、被告Y4と継続的に男女関係を持ち、原告の出演業務を一方的に放棄するなどした。被告Y1こそが原告との信頼関係を破壊しようとした張本人である以上、被告Y1による本件契約の解除が認められるべき「やむを得ない事由」などない。

【被告Y1の主張】

被告Y1と原告との間で本件契約を終了させる合意は平成26年7月11日に成立しており、あとは脱退時期についてタイミング及びその公表方法等がはかられていた。そのような中、同月19日のライブの際の原告による軽率な行為によって、被告Y1が本件グループを脱退することが他のメンバーに知れ渡り、事実上本件グループにおける円満な活動継続を断たれることになり、被告Y1は不本意な脱退を余儀なくされた。したがって、同月19日の活動終了は原告自身が招いた時期であり、それが原告にとって「不利な時期」となるものではない。

争点④ 被告Y1が被告Y4と交際し、本件グループの活動を停止したことにより、原告に生じた損害はいくらか

【原告の主張】

原告の業務は人気商売であり、所属アーティストに対するイメージによって原告の売上が大きく左右される。原告は、被告Y1が異性であるファンとの交際及び男女関係を継続し、出演業務を一方的に放棄した債務不履行又は不法行為によって、以下のアないしウの合計764万9900円の損害を被った。また、この点を弁護士に依頼したことにより、弁護士費用相当額として、その1割に当たる76万4990円の損害を被った。

ア グッズ在庫 54万9900円

原告は、被告Y1に関するグッズ販売の中止を余儀なくされ、少なくとも以下の①ないし⑩の在庫を抱えることになった。この販売中止により、原告は少なくとも合計54万9900円の損害を被った。

- ① ペンライト 7万5000円 (3000円×25本)
- ② アクリルキーホルダー 1万3200円 (1200円×11個)
- ③ キーホルダー 6400円 (800円×8個)
- ④ 缶バッジ 1万0800円 (600円×18個)
- ⑤ シール 4000円 (500円×8枚)
- ⑥ マフラータオル 18万2500円 (2500円×73枚)
- ⑦ リストバンド 1万4400円 (1800円×8個)
- ⑧ サッカーシャツ 7万8400円 (9800円×8枚)
- ⑨ 押しTシャツ 13万7200円 (4900円×28枚)
- ⑩ Tシャツ 2万8000円 (2000円×14枚)

イ 逸失利益 410万円

原告は、CD・グッズ販売、ライブ出演、物販活動等被告Y1のその他の出演業務によって得られる見込みであった利益410万円を取得する機会を喪失し、同額の損害を被った。

ウ 信用毀損 300万円

原告は、ライブ出演、物販活動等仮押さえしていた出演業務の中止を余儀なくされ、各取引先、並びに原告所属の他のアーティストとの関係において、原告の所属する業界内における信用を著しく毀損されている。この信用毀損による損害を金銭的に評価すれば、少なくとも300万円を下ることはない。

なお、平成26年8月17日の吉祥寺「CLUB SEATA」のライブ会場で原告が被告Y1と被告Y4が交際していることをファンの前で伝えたことは認める。被告Y1と被告Y4が交際している事実は、既に多くのファンの間で噂になっており、ファンから事実について説明を求められる状況にあった。このような状況を放置すれば、被告Y1のみならず、本件グループ全体及び原告について、ファンからの信用が失われることが懸念された。原告は、誠実な説明により事態を收拾し、ファンからの信用低下を食い止めるべく、やむなくライブ会場で被告Y1と被告Y4が交際していることをファンの前で伝えたに過ぎない。

【被告Y1の主張】

そもそも本件ライブ自体は行われており、チケットの払戻し等の処理もなく、ライブ主催者側から損害賠償を求められたというような事実もないから、被告Y1が本件ライブに参加せず、また本件契約を解除したことに關して、原告に具体的な損害は一切生じていない。

ア グッズ在庫について

被告Y1に関するグッズ等の販売管理は、原告によるマネジメント上の判断とリスク計算の下に行われる。メンバーの入れ替えが予定されていることから、最終的に利益にならなかった製作費用等について、被告Y1が負うべきいわれはない。なお、利益計算において製作費用等の経費が控除される仕組み上、結局のところ被告Y1の負担で控除されている。原告に具体的な損害は発生していない。

イ 逸失利益について

中途解約を規定した本件契約6条4項をみても、中途解約の際別途損害を賠償することは想定されていない。

ウ 信用毀損について

被告Y1自身から、被告Y1と被告Y4との交際を公表したことはない。むしろ、平成26年8月17日に吉祥寺の「CLUB SEATA」で開催されたライブの会場において、原告自身が被告Y1と被告Y4が交際していること及び被告Y1が本件グループを脱退することをファンの前で公表したことによって、世間に知れ渡ることになった。原告の主張する信用毀損は、原告自身によるまさに自招行為であり、被告Y1の行為によるものではない。そもそも、アイドルグループのメンバーが入れ替わることは通常起こり得ることであり、脱退後に信用毀損というのは筋違いである。

(2)被告Y1に対する交通費の損害賠償請求に関する主張

争点⑤ 被告Y1は出演業務にあたり上京したかのように装って交通費の支払を受けたか、及びそれはいつのいくら交通費か等

【原告の主張】

原告は、出演業務の履行にあたり被告Y1が岐阜市にある実家から上京する場合には、被告Y1に対し、被告Y1の申告に基づき実家から出演先までの交通費を支給する扱いとしていた。しかし、被告Y1は、被告Y4との同居先から出演先に赴くなど、出演業務の履行にあたり実家から上京した事実がないにもかかわらず、あたかも実家から上京したかのように原告を欺き、交通費として、少なくとも38万4000円を詐取した。被告Y1によるこのような交通費の詐取行為は、原告に対する詐欺行為として不法行為に該当し、これにより原告は38万4000円の損害を被った。

被告Y1は、原告に対し高速バスの領収書を提出し、原告から高速バス代相当額を受け取っており、平成25年12月から平成26年7月までの間に原告が被告Y1に対して支払った高速バス代は、原告が保管していた領収書に記載する金額だけでも14万5250円に上る（別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「原告の所持する領収書」欄参照）。また、被告Y1は、合計3万9700円について、高速バスを利用していないのに原告に領収書を提出して支払を受けたことを認めている（別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「被告Y1のメール」欄参照）。なお、被告Y1が高速バスを利用していなかった期間について、高速

バスチケットの払戻しなどがされていない場合、被告Y1は、購入した高速バスチケットを使用せず所持していたと思われるが、未使用の高速バスチケットが原告に提出されたことはない。被告Y1が未使用の高速バスチケットを金券ショップ等で売却していた可能性すらあり、被告Y1の行為は詐欺行為として極めて悪質である。

また、この点を弁護士に依頼したことにより、弁護士費用相当額として、その1割に当たる3万8400円の損害を被った。

【被告Y1の主張】

否認ないし争う。

争点⑥ 原告は、被告Y1の報酬計算時に、被告Y1に支払った交通費相当額を被告Y1の報酬から差し引いたか

【被告Y1の主張】

本件契約上、報酬は、原告が収入（売上）と費用（経費）を計算した精算書を作成し、精算金を被告Y1に振り込んで支払うこととなっていたが、当該精算書が被告Y1に交付されたことはない。一方、交通費は、被告Y1が原告に領収書を渡し、それと引き換えに交通費相当額を受け取るという手続であった。

ところで、費用負担について定めた本件契約8条によれば、「移動交通費」は被告Y1の負担とされており、それを前提にすれば、報酬の精算の際に「交通費」が被告Y1の負担において控除されているはずである。そのため、原告が一旦立替払をした交通費相当額を被告Y1に対する報酬計算時に差し引いていることになり、原告に損害はない。高速バス代に関して、原告が主張するような本件契約とは別の合意がされた事実は一切ない。

被告Y1の報酬は、本件契約6条1項によれば、「本プロジェクトにおける総売り上げが総経費を上回り、“利益”が発生した段階」で発生するとのことである。しかし、「総売り上げ」や「総経費」の内容・範囲が不明であり、被告Y1がこれまで受け取ってきた報酬の計算根拠が一切示されていないため、受け取った金額が妥当かどうか判断できない。未成年かつ消費者である被告Y1と締結する契約としては、当該条項は極めて悪質である。

【原告の主張】

本件契約6条には、報酬支払について、精算書を作成の上精算金を支払うというような定めはない。原告は、平成25年5月31日から平成26年6月30日までの間に、被告Y1に対し、高速バス代とは別に、少なくとも別紙「被告Y1の報酬」記載の報酬を支払った。

なお、被告Y1が岐阜市の実家から東京に来るまでの高速バス代は、被告Y1が、実際に高速バスを利用し、かつ原告に領収書を渡した場合には、例外的に原告において負担する扱いとし、報酬とは別に支払われていた。

(3)被告Y4に対する請求に関する主張

争点⑦ 被告Y4は、被告Y1の債務不履行又は不法行為について共謀したか

【原告の主張】

被告Y4は、遅くとも平成25年12月頃から被告Y1と交際を開始した上、被告Y1と同居し男女関係を持った。被告Y4はその後も被告Y1との交際及び同居を継続し、被告Y1は実家からではなく被告Y4との同居先から出演先へ赴いていた。被告Y4は、被告Y1

と交際の上同居を継続し、被告Y1と共謀して、交通費の詐取及び出演業務の一方的放棄という不法行為を共同して行った。被告Y4は、原告の所属芸能タレントと異性との交際が、人気商売である原告の業務に多大な影響を与えることを明確に認識していた。

したがって、被告Y4には、原告に対する業務妨害及び債権侵害の明確な故意があり、被告Y1の不法行為について共同不法行為が成立する。

【被告Y4の主張】

被告Y4が遅くとも平成25年12月頃から被告Y1と交際を開始し、男女関係を持ったとの点、その後も交際を継続したとの点は認めるが、同居については否認する。

被告Y4は、純粋に一般の市民として自由に恋愛をただけであり、被告Y1との恋愛について非難されるいわれは全くない。被告Y4は、本件契約の内容や被告Y1の売出方法に関する原告の戦略を把握しておらず、被告Y1が原告に対しどのような義務を負っていたのか、出演先への交通費について原告と被告Y1との間でどのような合意がなされていたのかについても把握していない。被告Y4は、漠然とアイドルには、対外的には「恋愛禁止」というルールがあるのだろうという程度の認識を有していたにすぎない。

したがって、被告Y1との共謀は存在せず、原告の業務に多大な影響を与えることの認識、業務妨害及び債権侵害の明確な故意もないから、被告Y1との共同不法行為は成立しない。

(4) 被告Y2夫妻に対する請求に関する主張

争点⑧ 被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況についての管理監督義務を原告に対して負うか、及びその義務違反による固有の損害が原告に生じたか

【原告の主張】

被告Y2夫妻は、被告Y1の法定代理人たる親権者であった。被告Y2は、被告Y3と協議の上、本件契約の契約書に署名捺印をし、被告Y1による本件契約の締結につき同意した。被告Y2夫妻は、本件契約締結の際、本件契約が被告Y1が成年に達した後も続くこと、及び本件契約の内容などを認識した上、被告Y1が原告と本件契約を締結することに承諾した。被告Y2夫妻は、本件契約締結以降少なくとも被告Y1が被告Y4と同居を開始するまでの間、被告Y1と生活を共にし、被告Y1の活動状況を把握していたことから、被告Y1が本件契約の出演業務を一方的に放棄した場合には人気商売である原告の業務に多大な影響を与えることを認識していた。そして、被告Y2夫妻は、被告Y1が被告Y4との交際及び同居を継続する場合や、本件契約の出演業務を一方的に放棄するおそれがある場合には、原告に対する損害の発生を防止すべく、被告Y1の生活及び活動状況について被告Y1に確認した上でしかるべき対応を取ることも可能であった。したがって、被告Y2夫妻は、それぞれ、被告Y1が交通費の詐取行為及び本件契約への違反行為をしないよう適切な管理監督を行うという信義則上の義務を、原告に対して負っていた。

しかしながら、被告Y2夫妻は、被告Y1と被告Y4との同居の継続及び被告Y1の活動状況について、何ら確認し是正することなく漫然と放置し、被告Y1の活動義務に対する適切な管理監督を怠った結果、被告Y1が交通費を詐取し、出演業務を一方的に放棄するに至った。原告は、その結果、少なくとも100万円の損害を被った。また、この点を弁護士に

依頼したことにより、弁護士費用相当額としてその1割に当たる10万円の損害を被った。

【被告Y2夫妻の主張】

被告Y1に何らの責任も発生しない以上、被告Y2夫妻が責任を負う前提を欠く。原告の主張する管理監督義務の実質は、未成年者が一般社会生活において不法行為や契約違反行為をしないように管理監督をする義務が親権者にはあるという主張としか考えられない。本件における被告Y1の具体的行為との関連においても、本件契約当時既に被告Y1は19歳9か月であり、活動場所を父母のいる岐阜市から遠く離れた東京に置く娘の社会生活上の芸能活動について、親権者である被告Y2夫妻にそのような広範な管理監督義務が生じる法的根拠が不明である。

損害については争う。

第3 当裁判所の判断

1 被告Y1に対する逸失利益等の損害賠償請求について

(1)争点①(被告Y1に本件契約の債務不履行があるか、不法行為が認められるか)について

被告Y1が本件契約3条2項ただし書に基づき原告に対して負う出演業務(一切のアーティスト活動のこと。本件契約1条2号)の遂行義務には、本件ライブに出演し、その後の活動に従事する義務が含まれるところ(前提事実(2))、被告Y1は本件ライブに出演しなかった(前提事実(5))。

また、原告は、本件契約12条2項により、被告Y1が、①いかなる理由があろうと仕事や打ち合わせに遅刻、欠席、キャンセルし、原告に損害が出た場合、③電話もしくはメールで連絡が付かず損害が出た場合、⑧ファンと性的な関係をもった場合、またそれにより原告が損害を受けた場合、⑩あらゆる状況下においても原告の指示に従わず進行上影響を出した場合、⑬その他、原告がふさわしくないと判断した場合には、直ちに被告Y1に対し損害賠償を請求できる(前提事実(2))、被告Y1は、遅くとも平成25年12月頃から、ファンである被告Y4と交際を開始し、男女関係を持った上(前提事実(3))、本件ライブに出演しなかった以降平成26年8月16日までの間、原告からの連絡に応じなかった(前提事実(5))。

そのため、被告Y1のこれらの行為は、少なくとも形式的には本件契約の上記各条項に違反するように思われる。しかしながら、被告Y1のこれらの行為が、本件契約の債務不履行に当たり損害賠償義務を負うか、あるいは原告に対する不法行為に当たり損害賠償義務を負うかについては、なお考慮すべき事項があるので、争点②の判断において検討することとする。

(2)争点②(本件契約は解除されたか、及びその効力はいつ生じたか)について

ア 本件契約は解除されたか

(ア) 本件契約の性質について

前提事実(2)によれば、本件契約において、被告Y1は、原告が原告名義で第三者との間で取り決めたアーティスト活動に(3条1項)、原告の指示に従って従事すべき義務を負い(同条2項ただし書、19条1項ないし3項)、これに違反した場合に損害賠償義務を負う

とされている（12条2項11号）のに対し、被告Y1の得られる報酬の額について具体的な基準は定められていない（6条1項）。また、原告は、芸能タレントの育成及びマネージメント等を目的とする会社であり、被告Y1以外にも女性アイドル（芸能タレント）を多数マネージメントしてきたと考えられるのに対し、被告Y1は、本件契約の当時は19歳9か月の未成年であった（前提事実(1)）。

これらの実情に照らすと、本件契約は、被告Y1が原告に対してマネージメントを依頼するというような被告Y1が主体となった契約ではなく、原告が、所属の芸能タレントとして被告Y1を抱え、原告の具体的な指揮命令の下に原告が決めた業務に被告Y1に従事させることを内容とする雇用類似の契約であったと評価するのが相当である。

そうすると、被告Y1による解除の意思表示は、3年間という期間の定め（本件契約11条本文）のある雇用類似の契約の解除とみることができるから、本件契約の規定にかかわらず、民法628条に基づき、「やむを得ない事由」があるときは、直ちに本件契約を解除することができるものと解するのが相当である。

（イ）本件契約を直ちに解除することの可否

そこで、被告Y1に本件契約を直ちに解除する「やむを得ない事由」があったかを検討する。

まず、弁論の全趣旨によれば、被告Y1は、平成25年5月31日から平成26年6月30日までの14か月間に、原告から、1か月間のアイドル活動の対価として、別紙「被告Y1の報酬」のとおり、それぞれ2万円が1回、5万円が6回、7万円が3回、10万円が2回、15万円が1回、20万円が1回の合計108万円の支払を受けたことが認められる。そして、前提事実(4)及び(6)のとおり、被告Y1は、原告に対し、7月11日のメールで、収入が安定しないためちゃんと就職して安定したいということをして、平成26年中に本件グループを脱退する意向を伝え、さらに7月26日付け内容証明郵便により本件契約を解除する旨の意思表示をしている。

本件契約では、原告が被告Y1に対し「別紙契約書」に乗じて算出した金額を報酬として支払う旨の定め（6条1項）があるが、同項の※において、「別紙契約書」は「本プロジェクトにおける総売り上げが総経費を上回り、“利益”が発生した段階で作成し、締結するものとする。」と定められている（前提事実(2)）のに、「別紙契約書」が締結されたとは認められない（その存在を示す証拠も、存在をうかがわせる証拠も存しない。）。そして、原告が上記報酬算定の根拠を示さないことからすれば、原告が被告Y1に支払った上記報酬は原告がその都度自由に決めたものにすぎず、被告Y1に対し、報酬としていついくら支払われるかの保証もなかったものと認められる。他方で、原告は、本件契約に詳細かつ包括的な禁止事項とその違反による損害賠償義務（12条1, 2項）を定めた上で（前提事実(2)）、被告Y1が1か月活動しなかったことを理由に根拠も示さずに300万円もの損害賠償を請求している（前提事実(7)）。

そうすると、本件契約は、「アーティスト」の「マネージメント」という体裁をとりながら、その内実は被告Y1に一方的に不利なものであり、被告Y1は、生活するのに十分な報酬も得られないまま、原告の指示に従ってアイドル（芸能タレント）活動を続けることを強

いられ、従わなければ損害賠償の制裁を受けるものとなっているといえる。ゆえに、本人がそれでもアイドル（芸能タレント）という他では得難い特殊な地位に魅力を感じて続けるというのであればともかくとして、それを望まない者にとっては、本件契約による拘束を受忍することを強いるべきものではないと評価される。このような本件契約の性質を考慮すれば、被告Y1には、本件契約を直ちに解除すべき「やむを得ない事由」があったと評価することができる。

イ 解除の効力はいつ生じたかについて

被告Y1は、7月11日のメールをもって直ちに解除の効力が生じたと主張するが、7月11日のメールでは、「今年中に」辞めるという条件が付されている（前提事実(4)）ため、これをもって本件契約を直ちに解除する旨の意思表示があったと認めることはできない。また、7月26日付け内容証明郵便には、「2014年7月11日をもって」本件契約を解除すると記載されているが、本件契約は雇用類似の契約であり、民法630条、620条前段から解除は将来に向かってのみその効力を生ずると解されるから、7月26日付け内容証明郵便が原告に到達した時（弁論の全趣旨によれば、遅くとも翌日である同月27日には原告に届いたものと認められる。）に、解除の効力が生じたものと認められる。

ウ 債務不履行、不法行為についてのあてはめ

したがって、被告Y1が平成26年7月20日の本件ライブに出演しなかった行為及び解除の効力発生前の同月26日までの7日間に本件グループの活動に従事しなかった行為は、原告に対する債務不履行に該当するが、解除の効力発生後の同月27日以降の活動停止については、債務不履行に該当しない。

なお、原告は、被告Y1の行為が原告に対する業務妨害ないし債権侵害の不法行為に該当するとも主張するが、上記アのとおり本件契約は被告Y1にとって一方的に不利な面が強く、やむを得ない事由があるとしてこれを解除することは被告Y1の正当な権利行使と認められるから、そのような不法行為に該当するとは認められない。

また、前提事実(3)のとおり、被告Y1は、上記解除の効力発生までの間に、ファンである被告Y4と性的な関係を持っている。確かに、タレントと呼ばれる職業は、同人に対するイメージがそのまま同人の（タレントとしての）価値に結びつく面があるといえる。その中でも殊にアイドルと呼ばれるタレントにおいては、それを支えるファンの側に当該アイドルに対する清廉さを求める傾向が強く、アイドルが異性と性的な関係を持ったことが発覚した場合に、アイドルには異性と性的な関係を持ってほしくないと考えファンが離れ得ることは、世上知られていることである。それゆえ、アイドルをマネジメントする側が、その価値を維持するために、当該アイドルと異性と性的な関係ないしその事実の発覚を避けたいと考えるのは当然といえる。そのため、マネジメント契約等において異性と性的な関係を持つことを制限する規定を設けることも、マネジメントする側の立場に立てば、一定の合理性があるものと理解できないわけではない。

しかしながら、他人に対する感情は人としての本質の一つであり、恋愛感情もその重要な一つであるから、かかる感情の具体的現れとしての異性と交際、さらには当該異性と性的な関係を持つことは、自分の人生を自分らしくより豊かに生きるために大切な自己決定権そ

のものであるといえ、異性との合意に基づく交際（性的な関係を持つことも含む。）を妨げられることのない自由は、幸福を追求する自由の一内容をなすものと解される。とすると、少なくとも、損害賠償という制裁をもってこれを禁ずるといえるのは、いかにアイドルという職業上の特性を考慮したとしても、いささか行き過ぎな感は否めず、芸能プロダクションが、契約に基づき、所属アイドルが異性と性的な関係を持ったことを理由に、所属アイドルに対して損害賠償を請求することは、上記自由を著しく制約するものといえる。また、異性と性的な関係を持ったか否かは、通常他人に知られることを欲しない私生活上の秘密にあたる。そのため、原告が、被告Y1に対し、被告Y1が異性と性的な関係を持ったことを理由に損害賠償を請求できるのは、被告Y1が原告に積極的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更これを公にしたなど、原告に対する害意が認められる場合等に限定して解釈すべきものと考えられる。

そして、前提事実(8)のとおり、平成26年8月17日のライブ会場において、被告Y1がファンと交際していたことを公にしたのは原告のプロデューサーであり、被告Y1ではない。本件において、被告Y1が原告に積極的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更これを公にしたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告Y1と被告Y4との交際が結果的に外部に知れたことが（性的な関係を持ったことまでが外部に知れたか否かはともかくとして）アイドルとしての被告Y1の商品価値を低下させ得るとしても、被告Y1が被告Y4と性的な関係を持ったことを理由に、原告が、債務不履行又は不法行為に基づき、被告Y1に対して損害賠償を請求することは認められないといわざるを得ない。

さらに、本件契約は雇用類似の契約であるところ、民法628条後段によれば、解除の要件としてのやむを得ない事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負うことになる。しかしながら、上記アで認定、判断したとおり、本件においてやむを得ない事由が被告Y1の過失によって生じたものとは認められない。そのため、この点からも、被告Y1が原告に対して損害賠償の責任を負うことはない。

(3)争点③（本件契約が委任契約であった場合、被告Y1の解除は原告の「不利な時期」にしたものか、及びその不利な時期に解除する「やむを得ない事由」があったか）について

本件契約は、上記(2)アのとおり雇用類似の契約であるから、委任契約であることを前提にする原告のこれらの主張は採用できない。

(4)争点④（被告Y1が被告Y4と交際し、本件グループの活動を停止したことにより、原告に生じた損害はいくらか）について

上記(2)で認定、判断したとおり、被告Y1の債務不履行が、平成26年7月20日の本件ライブに出演しなかった行為及び解除の効力発生前の同月26日までの7日間に本件グループの活動に従事しなかった行為に限定されていることを前提に、以下原告が主張する個別の損害について検討する。

ア グッズ在庫について

原告の主張する損害のうち、グッズ販売の中止による在庫54万9900円についてみる

と、原告の提出する証拠（甲8の1ないし10）はいずれも本件契約が解除された後である平成26年11月に撮影された写真であるから、これによって認定することができるのは、同月の写真撮影の際に原告の主張する種類及び個数のグッズが存在したという事実にとどまる。同年7月20日以降同年11月までの間の被告Y1に関するグッズの販売状況は証拠上明らかでなく、同年11月に撮影した上記写真のみをもって、「仮に被告Y1が同年7月20日の本件ライブに出演し、同月26日までの7日間に本件グループの活動に従事していれば、当該7日間に同年11月に写真撮影されたところの上記グッズが一部でも必ず売れた」ことを推認することはできない。その他に、上記7日間にグッズ販売が中止され在庫が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

よって、被告Y1の上記債務不履行によってグッズの在庫が生じたとは認められない。

イ 逸失利益について

原告は、被告Y1が本件グループの活動に従事することにより、CD・グッズ販売、ライブ出演、物販活動等によって原告が410万円の利益を得られるはずであったと主張する。しかしながら、本件ライブについてチケットの払戻しは発生しておらず（前提事実(5)）、その他に被告Y1の上記債務不履行により、原告が得られるべき利益が得られなかったと認めるに足りる証拠はない。

原告は、一方では被告Y1の交際及び活動停止により410万円もの逸失利益（通常は、売上から経費を控除した純利益がこれに相当する。）が生じたと主張しながら、他方で本件契約6条1項の※にいう「本プロジェクトにおける総売り上げが総経費を上回り、“利益”が発生した」ことは認めず、被告Y1の報酬に関する「別紙契約書」を作成していない（弁論の全趣旨）。このように、原告の主張は矛盾していることが明らかであり、この点からも逸失利益に関する原告の主張を採用することはできない。

ウ 信用毀損について

原告は、ライブ出演、物販活動等仮押さえしていた出演業務の中止を余儀なくされたと主張するが、いつのどのような出演業務を中止したかを特定しておらず、また、そのことを裏付ける証拠を一切提出しないため（弁論の全趣旨）、原告の主張するような信用毀損が生じたとは認めることはできない。一般に、多人数のメンバーを抱えるアイドルグループにおいては、一部のメンバーの欠席や脱退等がありながらも、グループ全体としては活動を続けるものであることは公知の事実であり、弁論の全趣旨によれば、本件グループについても、被告Y1を欠いたとしてもグループとしてのライブ出演その他の活動を行うこと自体には支障がなかったと認められる。

そのため、被告Y1が本件ライブに出演せず連絡にも応じなかったことにより、原告やライブを運営する関係者に迷惑がかかったことくらいは窺えるが、金銭的な賠償が必要な程度の信用毀損が原告に生じたとはまでは認められない。

(5)小括

よって、被告Y1は、原告に対し、逸失利益等の損害賠償義務を負わない。

2 被告Y1に対する交通費の損害賠償請求について

(1)争点⑤（被告Y1は出演業務にあたり上京したかのように装って交通費の支払を受

けたか、及びそれはいつのいくら交通費か等)について

ア 被告Y1が8月16日のメール2及び8月17日のメールにより認めた3万9700円分の交通費について

本件契約8条1項及び弁論の全趣旨によれば、被告Y1が本件グループの活動に従事するために岐阜市の実家から上京する際の交通費は、原則的に被告Y1が負担するものと規定されているが、原告は、被告Y1が原告に使用済みの領収書を提出した場合には、原告がその実費を被告Y1に後払する扱いにしていたものと認められる。

甲9の1・2及び弁論の全趣旨によれば、被告Y1は別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「被告Y1のメール」欄記載の合計3万9700円については、実際には岐阜市から上京したわけではないのに、上京したと偽って領収書を原告に提出し、交通費の支払を受けたと認められる。原告は、被告Y1が実際には岐阜市から上京していないことを知っていれば、上記交通費を支払わなかったはずであるから、被告Y1がこれらに関し領収書を提出して原告を欺罔し、交通費の支払を受けた行為は、原告に対する不法行為に該当する。

イ その他の34万4300円分の交通費について

原告が主張する38万4000円の交通費のうち、上記3万9700円を超える部分については、次のとおり、被告Y1の不法行為により支払われたものとは認められない。

まず、原告は、別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「原告の所持する領収書」欄のとおり14万5250円分の領収書(甲11の1~8)を証拠として提出する。そのうち平成26年6月13日の7700円、同月21日の9700円、同月30日の7700円、同年7月6日の7800円の合計3万2900円については、同別紙の「被告Y1のメール」欄記載の日付及び金額との照合により(被告Y1が自認するところと合致する。)、被告Y1が岐阜市から上京したわけではないのに原告に提出した領収書であると認められるが、その余については、被告Y1が認めているものではなく、その他被告Y1が岐阜市から上京したわけではない時の領収書であると認めるに足りる証拠もないから、不法行為に該当すると認めることはできない。

次に、上記14万5250円を超える部分に関しては、原告がいつのいくら交通費を合わせたものであるかという具体的な主張すらしないから、その余の点を検討するまでもなく、被告Y1の不法行為を認めることはできない。

(2)争点⑥(原告は、被告Y1の報酬計算時に、被告Y1に支払った交通費相当額を被告Y1の報酬から差し引いたか)について

被告Y1は、本件契約8条1項で交通費は原則被告Y1負担とされていること、及び本件契約6条1項の報酬に関する「別紙契約書」が作成されないまま算定根拠不明の報酬しか受け取っていないことを根拠に、原告は被告Y1に支払った交通費分を被告Y1の報酬から差し引いているため、原告には損害がないと主張している。

これに対し、原告は、交通費を報酬とは別に被告Y1に支払ったという外形的事実を主張するが、被告Y1に支払うべき報酬の算定根拠を示さない。また、本件契約6条4項によれば、原告は被告Y1のアーティスト活動が原告の責めに帰すべき事由によらずに停止される場合には、被告Y1の報酬を適宜減額することができるのとされているところ、弁論の全趣旨

によれば、別紙「被告Y1の報酬」のとおり、原告は被告Y1に対し平成26年7月分の報酬を支払っていないものと認められる。

以上の事実からすれば、原告は、被告Y1に支払った上記(1)アの交通費3万9700円の全額を、被告Y1の報酬から差し引いたと認めるほかなく、その結果原告の上記損害は填補されたと認められる。

(3)小括

よって、被告Y1は、原告に対し、交通費に関する損害賠償義務を負わない。

3 被告Y4に対する請求について

争点⑦（被告Y4は、被告Y1の債務不履行又は不法行為について共謀したか）について上記1及び2のとおり、被告Y1には原告に対する損害賠償義務がないから、その余の点を検討するまでもなく、被告Y4も原告に対する損害賠償義務を負わない。

なお、上記1(2)ウのとおり、異性に恋愛感情を抱くことは人としての本質の一つであり、その具体的現れとして当該異性と交際すること、さらに当該異性と合意の上で性的な関係を持つことは、人の幸福追求権の一場面といえる。まして、被告Y4は、一ファンに過ぎず、被告Y1と異なり、アイドルではなく、原告との関係で何らかの契約関係の拘束を負うものでもない。それゆえ、被告Y4においては、原告との関係で、契約上はもちろん一般的にも、被告Y1と交際し、さらに被告Y1と合意の上で性的な関係を持つことを禁じられるような義務を負うものではないから、被告Y1と交際し、性的な関係を持った事実をもって、原告に対する違法な権利侵害と評価することはできないというほかない。

また、上記1(2)ウのとおり、被告Y1の原告に対する業務妨害ないし債権侵害の不法行為も認められないから、被告Y4においてこれと共同不法行為が成立する余地もない。

交通費に関する不法行為については、上記2のとおり、被告Y1には一部交通費の詐取に関する不法行為は成立するものの、損害は填補されたと認められるから、その余の点について検討するまでもなく、被告Y4はこれについての損害賠償義務を負わない。

被告Y1が原告とマネージメント契約を締結するアイドル（芸能タレント）であり、被告Y4のブログの内容（甲6）からして被告Y4もそれを認識していたと認められることからすれば、被告Y4において殊更に被告Y1との交際の事実を暴露するなどし、原告に損害を与えようとした事実が認められるような場合であれば、原告に対する不法行為が成立する余地もある。しかしながら、被告Y4が同ブログに原告に対する反論めいた書き込みを行ったのは、前提事実(8)のとおり原告のプロデューサーが被告Y1と被告Y4との交際の事実を公表した後のことである。そのため、かかる不法行為が成立する余地もない。

よって、被告Y4も原告に対する損害賠償義務を負わない。

4 被告Y2夫妻に対する請求について

争点⑧（被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況についての管理監督義務を原告に対して負うか、及びその義務違反による固有の損害が原告に生じたか）について

そもそも一般的に成年に達した者が、マネージメント契約に基づきアイドル（芸能タレント）活動を行うのに際して、その者の父母が契約の相手方に対して何らかの責任を負う根拠はないと考えられる。そのみならず、本件契約締結時に被告Y1が未成年であった点を捉

えても、被告Y1は既にその時点で19歳9か月であり、アイドル（芸能タレント）としての活動拠点も被告Y2夫妻が暮らす岐阜市から遠く離れた東京都内であった上、被告Y1が被告Y4と交際を開始したと認められる平成25年12月には既に成年に達していた。

これらのことに照らせば、被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況について、原告の主張するような管理監督義務を原告に対して負うとは認められない。したがって、被告Y2夫妻に対する原告の請求は認められない。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 原克也 裁判官 中野達也 裁判官 藤田直規）

〈以下省略〉
